

平成 26 年 3 月 31 日
復 興 事 業 局

応急仮設住宅の什器備品の無償譲渡について

プレハブ仮設住宅の附帯設備として整備したエアコン等什器備品について、被災された方々の生活再建を支援するため、無償譲渡（以下、「譲与」という。）を行う。

なお、借上げ公営住宅等に入居される方々にも同様に対応する。

1 譲与の対象となる方

本市内にあるプレハブ仮設住宅及び借上げ公営住宅等（借上げ民間賃貸住宅を除く）を平成 26 年 4 月以降に退去される方で、現在入居する仮設住宅の什器備品の継続利用を希望される方

2 譲与することができる什器備品等

エアコン、暖房器具、照明器具、ガスコンロ、カーテン、消火器、暖房便座、物置及びこれらに附随する取扱説明書

3 費用負担

譲与に係る費用（移設費）及び譲与後に係る費用（修理やメンテナンス費等）は、譲与を希望する方の負担

4 周知及び譲与の手続き

- ① 平成 26 年 4 月 1 日に、プレハブ仮設住宅及び借上げ公営住宅等（借上げ民間賃貸住宅を除く）に入居される全世帯へ譲与に関する通知を郵送
- ② 後日、復興公営住宅へ入居される方に対しては、譲与手続きに関するダイレクトメールを郵送するとともに、自力再建など上記以外の事由により退去される方に対しては、個別に連絡